

財務省告示第四百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十六年九月二十一日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）

（第三十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項、平成十

の法律及びそ 六年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十六年法律第二十二

号）第二条第一項及び財政融資

資金特別会計法（昭和二十六年

法律第一百一号）第十一条第一項

並びに国債整理基金特別会計法

（明治三十九年法律第六号）第

三条第一項

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

成十三年法律第七十五号。以下

むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.56}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記^(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に出しは、前記^(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.56}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以、前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.98}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

十五 第二期利子以後

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
十 大 銀 金 三
六 臣 行 額 十
年 か 　 百 一
九 から 　 円 年
月 通 　 につ 九
二 知 を 　 き 月
十 受 　 百 十
一 け 　 円 日
日 　 　 　 　

者